

ご存知ですか？

離職後の健康管理 健康管理手帳制度



粉じん作業（じん肺）

石綿（アスベスト）

ベータ-ナフチルアミン及びその塩

ベンジジン及びその塩

クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩

三酸化砒素又は砒素

コークス又は製鉄用発生炉ガス

ビス(クロロメチル)エーテル

ベリリウム及びその化合物

ベンゾトリクロリド

塩化ビニル

ジアニシジン及びその塩

1、2-ジクロロプロパン

オルト-トルイジン

3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)

上記の物質を取り扱う業務に従事したことがあり、裏面の交付要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に対し健康管理手帳の交付申請をし、審査を経たうえで健康管理手帳が交付されます。

申請の際は、「健康管理手帳交付申請書」や「従事歴証明書」等の所定の書類を都道府県労働局長に提出する必要があります。

交付要件・提出書類等の詳細は、下記の佐賀労働局ホームページをご覧ください。佐賀労働局健康安全課にお問い合わせください。

健康管理手帳を交付された方は

健康管理手帳が交付されると、指定された医療機関で定められた項目の**健康診断**を年2回（じん肺は年1回）**無料**で受けることができます。

お問い合わせ先

佐賀労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

佐賀労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き >

安全衛生関係 > 健康管理手帳制度について

佐賀労働局 健康安全課

0952-32-7176

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3-20 佐賀第二合同庁舎4階



健康管理手帳の交付要件

粉じん作業（じん肺）

じん肺管理区分が**管理2**又は**管理3**であること。

石綿（アスベスト）

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
石綿の製造、保温材等の張付け・補修・除去、石綿の吹付け又は吹き付けられた建築物等の解体等に1年以上従事し、従事から10年以上を経過していること。
前記の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事した経験を有すること。
〔 の従事月数×10（倍）〕 + 〔 の従事月数〕が120ヵ月以上であること。

ベリリウム及びその化合物

両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。

ベンジジン及びその塩

ベータ-ナフチルアミン及びその

ジアニシジン及びその塩

当該業務に3月以上従事した経験を有すること。

1、2-ジクロロプロパン

3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）

当該業務に2年以上従事した経験を有すること。

ビス(クロロメチル)エーテ

ベンゾトリクロリド

当該業務に3年以上従事した経験を有すること。

クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩

塩化ビニル

当該業務に4年以上従事した経験を有すること。

三酸化砒素又は砒素

コークス又は製鉄用発生炉ガス

オルト-トルイジン

当該業務に5年以上従事した経験を有すること。

申請について

申請書、従事歴証明書等の提出書類は所定の用紙を使用してください。
申請窓口は、佐賀労働局労働基準部健康安全課になります。
提出書類や申請にかかる詳細については、表面の問い合わせ先にご確認ください。